

肢体不自由者更生施設から多機能型障害者支援施設へ

12月、リハセンターが変わります

発表者 : リハセンター主任支援員 小林圭介
監修 : 豊潤舎常務理事 保田伴一

利用者本位のサービス体系へ再編

<再編前:旧体系>

重症心身障害児施設
(年齢超過児)

進行性筋萎縮症療養等給付事業

身体障害者療護施設

更生施設(身体・知的)

授産施設(身体・知的・精神)

小規模通所授産施設(身体・知的・精神)

福祉工場(身体・知的・精神)

精神障害者生活訓練施設

精神障害者地域生活支援センター
(デイサービス部分)

障害者デイサービス

新体系 へ移行

- ①②③
3 昼夜地域
障害 移行等
一元化 分離 の促進

<再編後:新体系>

日中活動の場

以下から一又は複数の事業を選択

【介護給付】

- ① 療養介護(医療型)
※ 医療施設で実施
- ② 生活介護(福祉型)

【訓練等給付】

- ③ 自立訓練(機能・生活訓練)
- ④ 就労移行支援
- ⑤ 就労継続支援

【地域生活支援事業】

- ⑥ 地域活動支援センター

居住支援の場

居住支援サービス

ケアホーム
グループホーム
福祉ホーム

又は

施設への入所

※ 障害者自立支援法による旧体系から新体系への移行は平成24年3月まで。(移行率45.4%(平成21年10月1日現在))

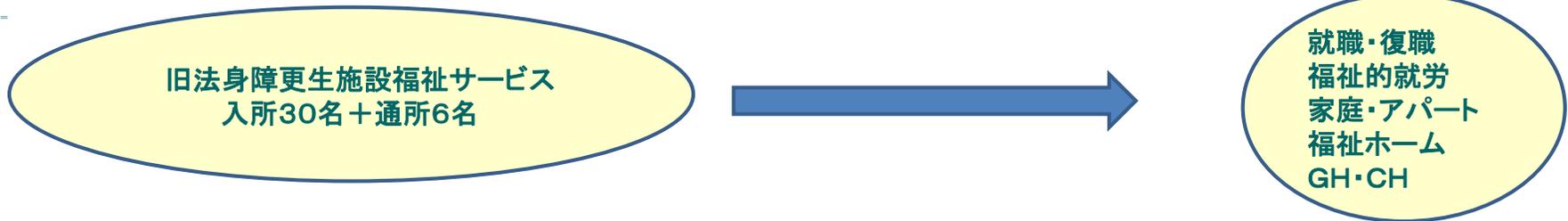
新事業体系のリハセンター利用者の将来像を考える

《指定管理者である新潟県の基本方針》

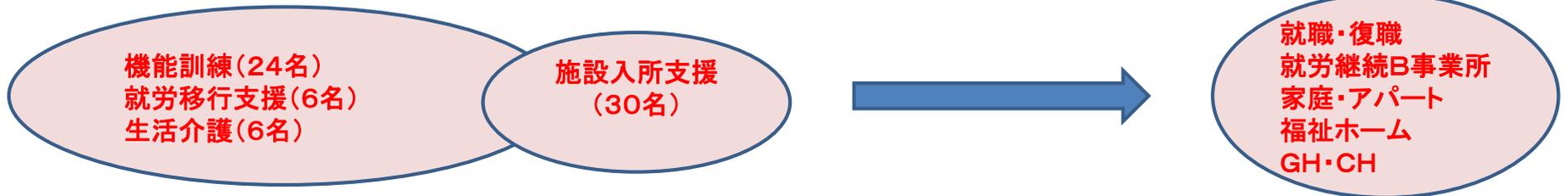
- 1 サービス内容は、従来の機能を引き継ぐこと
- 2 支援体制もこれまでの職員配置を引き継ぐこと

《従来の機能を引き継いだ支援と帰結》

肢体不自由者更生施設



多機能型障害者支援施設



※ 生活介護は、身障者・通所のみ

生活介護

○ 対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害程度区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○ サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○ 主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

○ 報酬単価

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員21人以上40人以下の場合

(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
1,170単位	884単位	633単位	572単位	525単位

■ 主な加算

人員配置体制加算(44～256単位)

→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)

→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

リハビリテーション加算(20単位)

→利用者それぞれにリハビリテーション計画を作成し、リハビリテーションを行った場合

○ 事業所数 4,497(国保連平成22年4月実績)

自立訓練(機能訓練)

○ 対象者

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な身体障害者

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などを目的とした訓練が必要な者 等

○ サービス内容

- 理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(18ヶ月、頸髄損傷による四肢麻痺等の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

通所による訓練

785単位(定員20人以下)

訪問による訓練

254単位 (1時間未満の場合)

※ 訪問のうち、視覚障害者に対する専門訓練 750単位

■ 主な加算

リハビリテーション加算(20単位)

→利用者それぞれにリハビリテーション実施計画を作成し、個別のリハビリテーションを行った場合

○ 事業所数 167(国保連平成22年4月実績)

自立訓練(機能訓練)の標準的な支援内容(例)

	通所前期(基礎訓練期)	通所後期(日常生活訓練期)	訪問期
期 間	6ヶ月間	6ヶ月間	6ヶ月間
日中通所	○※	○※	△
訪 問	×～△	△	○
ADL(日常生活動作)、IADL(日常生活関連動作)の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内等での基礎的訓練(理学療法、作業療法、言語療法の個別的指導による心身機能の向上) → 医療機関におけるリハビリテーションのフォローアップ(専門職配置がない場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において安定的な日常生活を営むための訓練(理学療法、作業療法、言語療法のグループ指導、自助具・装具適応及び改良、白杖等による歩行訓練、日常生活関連動作の習熟) ○ 社会経済活動への参加のための訓練(書字・読字・手話等のコミュニケーション訓練、作業訓練、公共交通機関を利用した外出訓練等) 	
社会活動参加	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人、相談支援事業者等関係機関との調整 ○ 地域の社会資源に関する情報提供 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労、職業訓練等のサービス提供体制との調整 ○ 住環境の調整(住居の確保、住宅改修等の助言及び調整) ○ ボランティア等地域の社会資源との調整
	<ul style="list-style-type: none"> ○ パソコン等情報機器の利用 ○ その他スポーツ、レクリエーション等 		
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康維持のための指導・助言(血圧・脈拍、自覚症状等のチェック、血糖値の測定等) ○ 二次障害予防を含む具体的な看護計画(疲労、転倒、疼痛等への配慮、運動許容量の検討、事故防止)の作成 ○ 症状や障害の経過観察(褥瘡、インスリン注射、カテーテルの留置・管理、浣腸、排便等の処置及び介護に係る具体的な指示) ○ 服薬管理 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設内での入浴、排泄介助、身辺介助等 ○ 移行プログラムへの同意(目標設定)と動機付け 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域生活における身辺、食事、排泄等の自立へ向けての対応 ○ 家族への助言 ○ 今後の生活設計を構築する上での相談・援助 ○ 地域生活・就労移行支援等他のサービス利用に向けた安定的な生活のための相談・援助 	

※ 地域の社会資源の状況から通所することが困難であるなど、一定の条件に該当する場合、施設入所も可能。

※ 頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にとっては、標準利用期間は3年間。

就労移行支援

○ 対象者

一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる身体・知的・精神障害者(65歳未満の者)

- ① 企業等への就労を希望する者
- ② 技術を習得し、在宅で就労・起業を希望する者

○ サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場訪問等によるサービスを組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等 → 6:1以上
- 就労支援員 → 15:1以上

○ 報酬単価

■ 基本報酬

利用定員規模に応じた単位設定 759単位(定員21人以上40人以下)

■ 主な加算

就労移行支援体制加算

→ 一般就労等へ移行した後、継続して6ヶ月以上就労している者が、定員の一定割合以上いる場合

21~189単位

就労支援関係研修修了加算

→ 就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

11単位

○ 事業所数 1,750(国保連平成22年4月実績)

就労移行支援の標準的な支援内容(例)

期 間	通所前期 (基礎訓練期)	通所中期 (実践的訓練期)	通所後期 (マッチング期)	訪問期 (フォロー期)
期 間	6ヶ月間	6ヶ月間	12ヶ月	—
基礎的体力、理解力、作業能率等の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎体力をつける ○ 製造、事務等における一般知識の習得 ○ 整理整頓 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 長所、特技をのばす 		・就職後の継続支援(就職後支援)
持続力、集中力等の労働習慣と意欲の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集中力や持続力、協調性を身につける 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 終業習慣の確立、作業時等の不測な事態への対応力向上 		
職場における協調性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対人関係を築く 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場での技能、マナー、挨拶、言葉遣い、身なり等の習得 		
職場規律、社会規律の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事の責任の理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻、欠勤に対する指導 ○ 品質、納期の理解 		
職場への定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適性や課題の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報告、連絡、相談対応力の向上 ○ 職場見学、職場体験実習 ○ 施設外(企業内)授産 	<ul style="list-style-type: none"> ○ トライアル雇用 ○ 適性に合った職場探し(求職活動) 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康管理 ○ 金銭の使用、管理等 ○ 面接技法の習得 			

※ 地域の社会資源の状況から通所することが困難であるなど、一定の条件に該当する場合、施設入所も可能。

施設入所支援

○ 対象者

夜間において、介護が必要な者、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は通所が困難である自立訓練又は就労移行支援の利用者

- ① 生活介護利用者のうち、区分4以上の者(50歳以上の場合は、区分3以上)
- ② 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者

○ サービス内容

- 夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を実施
- 生活介護の利用者は、利用期間の制限なし
自立訓練及び就労移行支援の利用者は、当該サービスの利用期間に限定

○ 主な人員配置

- 夜勤職員
→1人以上(生活介護を実施している場合)
- 休日等の職員配置
→利用者の状況に応じ、必要な支援を行うための勤務体制を確保

○ 報酬単価

■ 基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害程度区分に応じ所定単位数を算定。

■ 定員40人以下の場合	(区分6)	(区分5)	(区分4)	(区分3)	(区分2以下)※未判定の者を含む
	400単位	328単位	256単位	180単位	115単位

■ 主な加算

重度障害者支援加算

- (Ⅰ) 特別な医療を受けている利用者[28単位]
→区分6であって、次に該当する者が2人以上の場合は更に22単位
- ①気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者
 - ②重症心身障害者
- (Ⅱ) 強度行動障害者[10単位～735単位]

土日等日中支援加算(90単位)

→土日等のため日中活動が実施されない場合等に、施設入所支援において日中支援を行う場合

○ 事業所数 1,163(国保連平成22年4月実績)

今後の取り組み

- 行政機関への提出書類の整備
- 各事業のプログラムの具体化
- 利用者や関係機関への説明
- 職員間の合意形成

高質なサービスの提供と安定した経営(運営)のために

- 積極的なPR活動
- サービス管理責任者とサービス提供職員との連携
- 多様化するニーズに応じた個別性の高いプログラム
← 先進施設から学ぶ(視察研修)